

第1回古平町議会定例会 第4号

平成29年3月17日（金曜日）

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成29年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
(予算審査特別委員長報告)
- 7 議案第22号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第6号）
- 8 一般質問
- 9 意見案第1号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 10 意見案第2号 介護保険制度の見直しを求める意見書
- 11 意見案第3号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書
- 12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 15 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)

○出席議員（10名）

議長10番 逢見輝続君	1番 木村輔宏君
2番 堀清君	3番 真貝政昭君
4番 岩間修身君	5番 寶福勝哉君
6番 池田範彦君	7番 山口明生君
8番 高野俊和君	9番 工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本	間	順	司	君	
副町	長	田	口	博	久	君	
教 育	長	成	田	昭	彦	君	
総務課	長	藤	田	克	禎	君	
企画課	長	細	川	正	善	君	
財政課	長	三	浦	史	洋	君	
民生課	長	五	十	嵐	満	美	君
保健福祉課	長	佐	藤	昌	紀	君	
産業課	長	宮	田	誠	市	君	
建設水道課	長	高	野	龍	治	君	
会 計 管 理	者		白	岩		豊	君
教育次	長	和	泉	康	子	君	
産業課長補	佐	井	本	将	義	君	
企画調整	係	人	見	完	至	君	

○出席事務局職員

事務局	長	本	間	克	昭	君
議事係兼総務	係	福	嶋	祐	太	君

開議 午前10時00分

○議会事務局長（本間克昭君） 本日の会議に当たりまして、出席状況について報告申し上げます。

ただいま議員 10 名の出席でございます。

説明員は、町長以下 14 名の出席をいただいております。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。ただいま事務局長報告のとおり 10 名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号ないし日程第6 議案第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、議案第1号 平成29年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第6号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第1号 平成29年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、次に本案に賛成の討論を許します。

○8番（高野俊和君） 平成29年度一般会計に対して賛成する立場から申し上げます。平成29年度
の予算の編成に当たりましては、各課の職員の皆様、大変ご苦労さまでした。私は、本年度の一般会計
の予算を執行するに当たり、賛成する立場から申し上げます。

本年度の一般会計予算は、過去最高額を示しており、ふるさと納税が大変好調な反面、清川団地の建設事業や消防法の改正により義務づけられました元気プラザのスプリンクラーの設置事業、さらには古くな
った消防車両の入れかえなど多くの事業が予定をされております。また、昨年開設した町立診療所は、本年度中の入院患者の受け入れを目指しまして新しいベッドの購入や医療器械の更新などが予定を
されております。管理運営費には多額の財源の投入が予想されます。残念ながら現在の院長先生がかわ
られるということでもありますけれども、新しい先生には早く町になじんでいただき、当町の医療体制を

築いていただきたいと願うものであります。また、町財政厳しい中、長年の懸案事項でありました庁舎の建てかえにも基本設計委託料を計上して、その一歩を進めておりますし、他町と協議を重ねておりました火葬場の建てかえも単独で行うということがありますので、現在地の環境にも考慮した対策が必要だろうというふうに考えております。本年度は特別大型事業は予定されておられませんけれども、高齢者住宅、ほほえみくらすの舗装工事や橋梁長寿命化修繕計画事業、さらには明和地区の住民集会所など継続事業が大変多く、大型建設費の公債費の償還もピークを迎えることから、大変厳しい財政運営が予想されるものであります。しかしながら、どの事業も古平町民が長い間熱望していた事業ばかりであり、担当職員の手腕にも期待がかかるものであります。一方、苦戦が続く当町の1次産業であります漁業の振興にあっては、ウニ種苗、ヒラメ稚魚放流、ナマコ種苗放流事業がありますけれども、制度に加えまして一昨年から始めたウニ海中養殖実証事業は確実に成果が見られるということで、ことしも事業費が計上されております。将来に向けて育てる事業にも予算を投じるということは、大変意義のあるものと考えます。また、先ほど触れましたが、好調なふるさと納税の返礼品として大変人気の高い加工品の新商品の開発の支援も補助金の計上があります。当町の経済の一翼を担う産業の前進を心から願うものであります。本年は、古平町開町150年の節目に当たる年であります。いろいろ大変なこともありましたけれども、この厳しいときだからこそ、行政、議会、町民があらゆる力を結集させ、魅力のある古平町のまちづくりをしていくことが大変重要なことになるだろうというふうに考えます。国の補助金を最大限有効に使いながら事業展開が感じられます本年度の予算執行に賛成するものであります。

以上です。

○議長（逢見輝続君） ほかに討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 平成29年度一般会計予算に賛成する立場で一言申し上げます。

一般会計、平成29年度予算に基本的に賛成いたします。その理由について述べたいと思います。今回の予算編成に当たりまして、町長初め職員の方の皆さん方のご苦勞に敬意を表したいと思います。長年町民から要望のあった墓参道の拡幅工事に一歩前進すると、あるいは地域のシンボルとしても象徴される庁舎の建設に一歩踏み出した。町長の長年の懸案でありましたけれども、昭和2年建設の古い庁舎の建てかえが待ち望まれていましたので、町民挙げて歓迎するものだろうと思います。さらに、地域の住民にとってとても大事な診療所の入院患者の受け入れという問題が残っていましたが、それも4月1日から再開するというので、非常に喜んでおります。また、ほほえみくらすの周辺環境につきましても、火葬場の移転、それから高齢者に優しい道路の建設事業が平成29年度で完成ということで、これも喜ばしい限りでございます。

国におきましては、町民生活を思いやりと高齢者の年金生活者の生活が日に日に厳しさを増しているという状況が作り出されております。それに対して、町政がいかに町民生活を守っていくかが問われている現状でございますけれども、子育て家庭に対する町のあり方、それから高齢者に対する町の支援の仕方、これが問われていることでもありますけれども、詳しくは申し上げませんが、着実に本間町政前進しているのではないかと評価しております。

財政のほうから一言つけ加えさせていただきます。質疑の中でも発言しましたが、消費税の問題が町民生活にとっても古平の財政にとっても極めて大きい課題であるというふうに考えております。

近々消費税が 10 %に上がるということを前提にした予算説明もありましたけれども、基本的にこの 10 %への引き上げは反対の立場から申し上げます。今年金生活者は年金支給額の引き下げに驚いています。国は物価の値上げを目標としてやってきましたけれども、これは全く相反する行為であって、うなずけません。さらに、高齢者には医療がつきまといます。この医療面でも負担増が進んでおります。特別会計で申しましたけれども、後期高齢者保険料の特例も切り捨てていくと、こういう国の施策というのは高齢者の生活や、それから経済的弱者を次から次と追い詰めていくようなものばかりで、決して賛成することは、評価することはできないものばかりでございます。

財政に至りましては、資料として求めましたけれども、平成 年度の予算では消費税の影響額は約 1 億 5,000 万ダメージを受ける予定になっております。平成 8 年から資料が提出されておりますけれども、累積しますと約 8 億円という税金が古平町の会計から消費税として奪われてしまう。平成元年の消費税 3 %からスタートしますとどれほどの額が消費税として奪われていったか、町民に使えるお金がこれだけ奪われてしまったという累積が極めて大きな問題として残る 10 %になりますと、さらにそれが拡大する方向で町の財政運営は極めて困難な状況に陥っていくのではないかと危惧しております。消費税の納税者は消費者と言われますけれども、納税義務者は中小零細企業です。大企業は、その経済的力関係で消費税を完全に負担しているとは考えておりません。輸出大企業の実態から申しますと、下請に対して消費税をまけさせているという実態が国会で取り上げられていましたけれども、この消費税というのは中小零細、それから消費者を泣かせる税金でしかありません。さらに、地方自治体の財政を圧迫する最大の要因でもあると私は感じています。いずれはこの消費税廃止して、力のある者から税金をいただくという方向に流れを変えなければならないと感じております。

以上を申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（逢見輝続君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第 1 号 平成 29 年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝続君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号 平成 29 年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、賛成の討論でございますか。

○3番（真貝政昭君） 国保の会計は、広域で主に仕事がされておりますけれども、基本的に中身は従来と同じで、国民健康保険の税率を決めるのは古平町であり、そして収納に至りましても町が責任を持つという形をとり続けております。広域になってよかったなと思うことは、国からのペナルティー、収

納率に応じたペナルティーがなくなったということが評価されると思います。それと、古平町が今国保の加入者に対して行っている施策で評価すべきことは、資格証明書の発行をやめたということが評価されるものだと思います。短期保険証の発行でそれをしので、保険料を滞納されている家庭の方たちが病院に行くのを妨げないと、そういう施策につながっておりますので、これは継続して行うべきであるというふうに思っております。さらに、滞納部分は加入者にその責めを負わすべき内容が国保の会計の特徴でありますけれども、負担能力の限界を超えているという認識で本間町長は一般会計から国保会計に財政支援を行って税率を改正する、改悪するのを防いでいる。これも評価すべき点であります。

以上が賛成する理由でございます。

○議長（逢見輝続君） ほかに討論ございませんか。

○8番（高野俊和君） 国保会計においても賛成する立場から申し上げます。

国保会計におきましては、慢性的な赤字会計というのが実情であります。本年度も一般会計からの繰り入れが予定をされておりますけれども、どの自治体も高齢化が進んでおりますので、医療費が膨らむというのは仕方のないことだろうというふうに思いますけれども、その解消のためには当町の事業としましては定期健診や健康相談など実施されております。このようなことを確立して、少しでも医療費が安くなることを願うものであります。先日、28年、29年予定の国保の滞納、また不納欠損など若干よい方向にあるというお話をいただきました。本来健康保険なんていうのはこの制度に加入している者がお互いにそれぞれが応分の負担を持ち寄って賄うというのが本来の姿でありますので、本年度も健康保険に関しましては滞納やその他のことが余り起きないように、これもまた職員の皆さんの手腕に期待がかかるものでありますけれども、しかしながら健康保険というのは住む人たちの大変大切なものでありますから、本年度もこの健康保険会計には賛成する立場であります。

以上であります。

○議長（逢見輝続君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝続君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、賛成討論ございますか。

○3番（真貝政昭君） 北海道の後期高齢の議会の決定方針からすると反対という立場をとるべきなのかもしれませんが、賛成という立場で町長、それから各議員に対して一言発言します。

平成 28 年度までは低所得者向けの特例を拡大してきたという経緯があります。国が一転してこれを削減の方向に向かうという方針転換をしているのですけれども、事のいきさつは厚生労働省の役人が高齢者に応分の負担、痛みを感じてもらおうという発言をして問題になったことがありましたけれども、その一連の流れでこういうことになってきたのだらうと思います。それで、町のほうではまだ具体的な指示というか、指針が来ていないので、どれほどの影響が出るのかという試算の状況に入っていくのですけれども、町長に申し上げますけれども、今までの流れを是とすれば、これを守っていただきたい。それと、その影響によって後期高齢の対象者の保険料の負担増に対して何らかの措置を町としてとるべきではないかというふうに考えております。

以上を申し上げます。討論といたします。

○議長（逢見輝続君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第 3 号 平成 29 年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝続君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号 平成 29 年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、賛成の討論を許します。

○3 番（真貝政昭君） 平成 29 年度で予定されている事業としては、配水管の耐震改修ということが盛り込まれ、あわせて舗装の道路ストック事業といえますか、改修事業も同時並行みたいな形で進められる箇所もあります。基本的に町民が望んでいる事業でございますので、賛成するものです。簡水の事業につきましては、一言町の方針に申し上げますけれども、水道料金が高いということをご承知のとおりです。北海道でも 5 本の指に入るという状況ですので、公共下水道の加入率に影響してまいりますのでやはり見直しが必要でないかというふうに考えております。それと、もう一つは、簡水の資料でも出されましたけれども、公債費の推移が今後 5 年間で急激に低くなります。水道料金はかなり前に 20 年以上前に今の料金に設定された経緯がございます。今後 5 年間のこういう公債費の減少を見ますと、そろそろ料金の見直しがあってもいいのではないかという、そういう段階に突入したと見られますので、その検討も要請したい。さらに、高齢者の減免、減額の状況ですけれども、今基本額が 2,200 円が 2,000 円に 200 円だけ減額されておりますけれども、これも見直しの対象になるべきものと考えています。また、高齢者の意見を聞きますと、手続が非常に高齢者にとっては複雑なので、簡便にできないか

という声が随分ありますので、それらも含めて検討課題ではないかというふうに考えております。

以上を述べて討論いたします。

○議長（逢見輝統君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、本案に賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 予算案に賛成する立場で一言申し上げます。

最大の課題は、やはり加入率の向上だと思います。一般会計でリフォーム助成でこの加入率に対する対策をしておりますけれども、推移を見ますとまだ弱いという状況が否めません。それで、抜本的な加入率向上、現在約6割弱と、規模としては似た形で引き合いに出される寿都町の状況を見ますと%まで加入率が高まっているという、そういう差がありますので、一踏ん張りということで打開策を検討すべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（逢見輝統君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 次に、本案に賛成の討論を許します。ありませんか。

○7番(山口明生君) 平成29年度の古平町介護保険サービス事業特別会計予算に賛成の立場から一言申し上げます。

まず、国の制度改正等により非常に難しい対応を迫られた29年度予算であったのではないかという印象がありますが、特に通所介護の部分と介護予防の事業に関しては、担当の職員の方々が非常に難しい対応に対して、よろしいというか、いい予算がつくられていたという印象があります。特にデイサービスでは、規模を縮小することなく、町民にサービスの低下をすることなく事業を継続していくという点で賛成の意見でございます。また、介護予防に関しては、これからどんどん住民組織ですとかボランティアといったものの協力も必要になっていくという時代に入っていくわけで、そういった中で若干古平町はそういった部分がおくれているところもございますので、そういったところをもう一歩進んだ形で進めていただければなおよろしいかというふうに考えております。また、診療所につきましてもショートステイを新たに始めるということで、保健、医療、福祉が連携してサービスを提供するという古平町の考えに非常にのっとったものであるという部分で賛成でございます。

以上です。

○議長(逢見輝統君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長(逢見輝統君) 日程第7、議案第22号 平成28年度古平町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程されました議案第22号 平成28年度古平町一般会計補正予算(第6号)につきまして提案理由のご説明をいたします。

内容としましては、ふるさと応援寄附金の増の関係の経費を盛りせてもらっております。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万6,000円を追加しまして、補正後を41億8,464万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分等につきましては、第1表、2ページ、3ページに掲載してございます。

それでは、寄附金の関係ですので、事項別明細の歳入のほうからご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。16款1項1目寄附金、既定の予算は976万4,000円を追加して、5億53万円とするものでございます。内容、ふるさと応援寄附金の増額でございます。これにつきましては、3月定例会、今回の定例会の冒頭に5号補正ということでまず増額000万円ほどしてございます。これについて少しご説明いたします。5号補正で提案した金額につきましては、担当のほうで1月末までの寄附金の実績に2月、3月の予想、これを去年の2月、3月が去年の1月に比べてどのぐらいの増減があったかと、そういう考えのもとで計算して提案しました。今回3月に入りまして、ことしの2月分が1月分の1.4倍になっていると、件数的に1.4倍以上になっていると、そして3月に入っても勢いがとまらないと、いいほうの勢いがとまらないということで、それに見合わせるように31日時点で算出してございます。その結果、この976万4,000円をふやして総額を5億52万9,000円としたいと考えてございます。件数の見込みとしましては3万781件ということで、計算上ですけれども、そのようになっております。ちなみに、その寄附金額から件数を割りまして、1件当たりが平均2,607円というように机上の計算ではなります。これをご提案したいと思っております。

19款4項2目雑入に1万2,000円を追加しまして、4,760万5,000円とするものでございます。その他収入で1万2,000円プラスの財源調整をさせていただきたいと思っております。

続きまして、歳出、6ページ、7ページをお開きください。7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算は2,527万6,000円を追加して、3億8,786万2,000円とするものでございます。贈呈品の委託でございますが、2,509万4,000円ふやすものでございます。また、寄附件数の増によりましてコピー機の使用料、ヤフーのシステム利用料をふやしたいと思っております。ここで歳入の金額1,000万円弱と贈呈品の部分の金額ちょっと見合わないのではないかとと思われると思うのですが、贈呈品の委託料につきましては実績をもとに5号補正でやっております。その実績で業者さんが月に大量に注文を受けて、その部分が年明けになったと、その請求が町に来たのが2月に来たということで、掌握するのがおくれましたので、その部分でふやさなければならないという意味合いがございまして、2,500万円余りふやすものでございます。

続いて、13款1項1目基金費、既定の予算から、550万円を減額しまして、1億,025万円とするものでございます。先ほどの贈呈品の金額をふやしましたので、基金に積むお金は減るということで、ここで調整してございます。ということで、参考でございますが、寄附金の金額5億52万9,000円に対して贈呈品に幾らかかかっていくかというパーセンテージをお知らせします。それに対しまして贈呈品委託が括弧書き、3億,600万円ですので、単純に割り返しますと71%です。贈呈品には贈呈品の調達経費、品代ですね、消費税も入った品代プラス郵送料も入っている金額とご理解ください。差し引きまして、基金のほうに詰める金額が26.4%、寄附金に対して26.4%というような形になってございます。端数の2.何%分はシステム利用とかの事務費でございます。

以上、提案理由のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） 寄附金がどんどん集まって、すばらしいいいことなのですけれども、きょうも

新聞に出ていましたけれども、過大な返礼品があるということと、今回は大体1000円くらいのものがないのではないのかというお話が出ていました。大体調べていくと5000円かなという新聞のお話でございますけれども、古平としてはもちろん適正な金額みたいなのですが、大体1品と言うとおかしいけれども、1万円に対して平均するとどのくらいの商品が返礼品としてなっているのでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 古平の返礼品なのですけれども、商品にもよりますが、5割から5割9分6割弱までの間でさまざまな商品を設定しております。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 一般質問

○議長（逢見輝続君） 日程第8、一般質問を行います。

一般質問は、議会運営委員長より報告のとおり、一問一答方式で行います。なお、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

一般質問は、高野議員、堀議員、山口議員、寶福議員、岩間議員、工藤議員、真貝議員の7名です。

発言を許します。高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 道路整備事業についてお尋ねをいたします。

道路整備、アスファルトの補修工事などをもう少し早い時期に着工することはできないのでしょうか。雪が降ってから除雪しながらの工事ですと仕事の効率も落ちるとおられますし、道路も狭くなったりいたしますので、車の往来にも支障を来しますし、道路そばの町民にも大変不便をかけることとなります。道道の場合や道道と町道が重なる場所などもありますので、全て同じく考えることはできませんけれども、補助金の問題などあるとは思いますが、町道の場合などはある程度調整などすることができるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

この件につきましては、中央栄町線の舗装補修工事というふうに思っておりますけれども、今年度に関しましては高校通線改良工事と橋梁長寿命化修繕工事の発注を優先したために、中央栄町線の舗装補修工事が10月中旬の発注になってしまったということでございます。通年であれば1月上旬でも多少の降雪があっても支障なく施工できるのでございますけれども、今年度に限っては12月にどか雪が

ございまして、3日間で62センチほど降ったわけございまして、それが災いしてご迷惑をかけてしまったということでございます。平成9年度も現時点では発注の優先順位としましては、高校通線の改良工事、それから橋梁の長寿命化修繕工事と、それから29年度は道路照明の取りかえ工事等もございまして、それを発注した後道路の舗装の工事というふうになります。順調に推移したとしても9月発注になる見込みでございますので、この状況につきましては、今後の建設事業もかなりふえてまいりますので、そんなに変わらないのではないかなというふうに思っておりますけれども、できる限り早い発注に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、道道と町道との交差点でございますけれども、4条通線の成田さんの角、それから4条小路線の白川さんのところの角、その件だと思いますけれども、今年度道道の施工が月になったということは道の予算の都合でございまして、そういうことでこの時期になったのだと思います。平成年度においては、3条通線、あけぼの公園の角、それから6条通線、消防古平支署の角の舗装工事を予定しておりますけれども、既に早い時期での施工を、道のほうには遅くとも9月中ということで要望しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○8番（高野俊和君） 今の答弁で町長のほうから、優先順位があったり、いろいろな事業と重なったということで理解はしていますけれども、昨年のことをくどく言うつもりはありませんけれども、昨年補修工事が12月も遅くなって年の瀬も迫ったところに始まりました。大雪の中の工事でありましたので雪を解かしながら仕事をしていたということでありますし、積もった雪をある1カ所に集めて、さらにそれを運搬しながらの作業ということで、大変手間がかかるだろうなという感じがしました。先ほど町長おっしゃったように、突然3日前ぐらいにどか雪が降りましたので、3日前だと事業も半分ぐらいの時間、経費も含めて半分ぐらいで済むのでなかろうかなというふうに素人考えながら感じました。本年度も8,000万ほど町の道路の修繕費が予定されておりますけれども、調整できるものであればぜひ調整をしていただきたいというふうに考えておりますけれども。

○町長（本間順司君） 雪の降り方も過去10年の記録を見ますと5年ごとにどか雪が来ているということでございまして、18年が60センチ、12月に降った。それから、その5年後の平成23年に63センチ、そして去年が62センチということで、どういうわけか5年ごとの周期になっているということでございます。議員おっしゃるとおり、雪が降ってしまうとかなり効率が悪いということでございますので、とにかくなるべく早くやりたいなというふうに心がけてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○8番（高野俊和君） たまたま去年はその2日前ぐらいまでは道路が乾いていたという状況がありましたので、なお一層強くそういう印象を受けました。道路がきれいになるということは町民にとっても大変うれしいことでありますし、今後とも補修時期なども考えまして環境整備にもご配慮いただければというふうに考えております。

答弁要りません。

○議長（逢見輝続君） 次に、堀議員、どうぞ。

○2番（堀 清君） 私は、職員のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

今回の定例会の中で資料請求もしておりますので、そちらのほうもちょっとごらんいただきたいと思

います。そういう中で、新しい職員を採用するに当たって筆記試験して、最終的には個人的な面談というものもやっていると思うのですけれども、採用試験等々の内容についてということと、あと新しい職員に対しての教育というものも必要になってくるわけなのですけれども、当町の教育方針というものを聞きたいということと、あと現在その課、その課によって病気休暇というような形で診断書を提出され結構な方々が休んでいるのですけれども、そういう中で課によっては、業務が滞るということではなくて、数が少ない中でやっているケースだとかもあると思うのですけれども、そういう中での対応策がどうかということに対して聞きたいと思います。

○町長（本間順司君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

新採用職員についてということで、第1点目が面接試験での試験内容についてということでございます。各職種によって違いますけれども、まず事務職につきましては、その前に後志町村会の教養試験と小論文が行われまして、その合格者が発表されるわけでございますけれども、その中から面接を行うということでございます。面接試験の際に、今年度の平成9年度の採用試験から面接試験に加えまして適性検査と事務処理能力検査を実施してございます。面接試験の内容は、1点目が態度、それから2点目が表現力、3点目が判断力、それから4点目が積極性、5点目が協調性、そして6点目が健康の状態、それから7点目が家庭という7指標によって審査をしているということでございまして、面接官につきましては私と副町長と総務課長、3人で担当してございます。それから、保育士につきましては、今の事務職の面接試験内容に加えまして、その前に幼児センターでの実技試験も行ってございます。それから、その他の臨時といいますか、専門職につきましては面接試験のみということでございます。

それから、2点目の新採用職員についての教育方針でございまして、町独自の研修としましては、採用後1カ月以内に新採用職員を対象に職員研修、3日間でございますけれども、実施してございます。研修の中身につきましては、地方自治法、地方公務員法、財務会計等の基礎を研修するものでございます。講師としましては、職員係長と財政係長が担当するということになってございます。それから、採用後2年目には、副町長を講師に2年目研修を実施するということございまして、その研修の内容につきましては1年間の仕事の中での地方自治法、地方公務員法、財務会計等の法的根拠を確認、研修するということでございます。それから、そのほかに後志町村会が主催する研修に参加させていただきます。1年目は、2泊3日の基礎研修がございまして。それから、2年目が初級研修ということで、これも2泊3日でやられます。それから、おおむね5年目程度になりますと法務基礎研修、それから7年目程度になりますと法務の応用研修がございまして。それから、その他行政課題に対応するために適宜、市町村アカデミーへ行ったり、北海道市町村職員研修センターでの研修を実施してございます。それから、各職場での研修は、上司から職場での業務を通じて、実際に仕事を担当させながら、易しい仕事からより難しい仕事に順々にチャレンジさせて育成していくということの研修といいますか、そういう方法で育成してございます。

それから、3点目の病気休暇、2週間以上が2名以上いる課と対処方法ということでございまして、病気になった場合ある程度総務課付けになることが多いということでございまして、総務課に4人おります。最大3名の休暇というふうなことになることになってございます。対処方法につきましては、ある程度基本的な考え方で対処してございまして、何せ病気ということで、なかなか難しい面がござい

ます。それから、休暇や休職が長期にわたる場合につきましては、人事異動や臨時職員の配置によりまして対応しているということでございます。それでも対応が困難な場合につきましては、課の中である程度業務を分担しながら、仕事に支障がないように対応しているということでございまして、人数の少ないところは厳しい対応を迫られているということでございます。時間外勤務手当につきましては、年間5%枠で運用しているのは変わりございません。

以上でございます。

○2番（堀 清君） かなり職員に対しての教育はしている中で、このデータから追っていくと結構な募集定員の中から最終的には選抜されてとっているのですけれども、現在の若い者は精神的に弱いというような方々が大半だと捉えるのですけれども、当然面談した段階である程度は把握できると思うのですけれども、その点はどうなのでしょう。

それと、あと現場の対応なのですけれども、最終的にはそのものが短期であれば同僚の職員も我慢もできるのでしょうけれども、それが例えば長期的な形であれば、組織、その課自体がさまざまな形の中で大変になってくるといった形もありますので、そこら辺の対応を再度聞きたいのですけれども、あと現状で全体から考えて病気休暇願というものを出されている職員が結構な割合で出ているのですけれどもそこら辺の原因というのはなかなか判明はできないと思うのですけれども、町長のお考えがありましたら、お聞かせください。

○町長（本間順司君） 今年度から適性の検査を始めたわけでございますけれども、従来まではそれもなくというところで、30分ぐらいの面接ではなかなか把握できないというようなことで、皆さん方高校出、大学出にしましても公務員試験を受けるための専門学校に行っていってらっしゃって、ある程度そこで面接の仕方みたいなものを教わってくるということでございますので、大体みんな同じようなスタイルで面接に臨むということでございます。それで、なかなか把握が難しいということでございましてこれは本町ばかりではなく、ほかの町村長も同じような悩みを抱えているということでございます。そういうことでございますので、ことしからある程度適性検査も利用しているということでございます。

それから、採用してから課内の対応ということでございます。実際に仕事についてみてから初めてわかるというようなことでございまして、同僚であろうが係長であろうが課長であろうが大変難しい対応を迫られるということでございます。体の病気ならまだしも、それは時がたてば治るというようなことがありますけれども、心の病というのはいつ治るとも知れない、そういう問題があるものですから、本当に難しい問題だなというふうに思っております。なるべく課内、係内で苦勞しないような形でいろいろとやりくりしながらやっている状況でありまして、仮にそういう病の人が出れば仲間も苦勞するということで、いい関係にはならないというのが実情でございます。大変苦勞しているところでございます。病気の種類、やはりただいま申し上げましたとおり心の病が一番厳しいのかなというふうに思っております。

○2番（堀 清君） 現在の若者という形で先ほど町長もしゃべっていましたがけれども、公務員ばかりでない。例えば団体職員、さまざまな現場の業種あるのですけれども、そういう中でも結構そういう方が出ているという形で、心の問題というのは社会的な形でとられているのですけれども、町民にしてみると役場職員というのは手本というか、見本というか、そういう考え方で町民というのは接している

と思うのですけれども、そういうところが手本にならないような形の職場であれば、これは社会に対しての影響力というのも大きいと思うのですけれども、そういう中で現在採用されている方が今後の町を担っていく職員になっていくのですから、そこら辺は最大の問題として、職員もそうなのですが、トップも、そこら辺のことを、現場のせつなさは当然ありますけれども、再度確認できること、対応をとれることがあれば、再度聞きたいと思います。

○町長（本間順司君） 公務員の場合は町民なり国民の模範とならなければならないというようなことで、一番最初の採用時点で宣誓書を読むわけでございますけれども、それが実感的に自分が思っているのかどうかはちょっとわかりませんが、やはり町民の模範となるような職員でなければならないただ、それが絶対に重荷になっているかという、そうでない。普通にやっていたら別に問題はないのでありますけれども、なかなか心の病は把握できないというのが我々の一番のネックでございます、その辺がわかればそういうことにもならないだろうと思うのですけれども、これから今後も採用するにしましてもその点を十分勘案しながら気をつけてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（逢見輝続君） これで堀議員の質問を終了いたします。
ここで 11 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。
次に、山口議員、どうぞ。

○7番（山口明生君） 海のまちクリニックについてご質問させていただきます。

昨年5月に町民待望の町立診療所海のまちクリニックが開設され、その運営はおおむね順調であると感じております。しかし、その一方で、有床診療業務のおくれなど課題も残されている状況です。そのような中で、現院長の異動という思いもよらない事態が発生しまして、当初佐呂間への視察のときに現院長の熱意や人柄にとっても共感し、大きな期待感を持ったことは今でも鮮明に記憶しているところであります。また現在町民にも温かく受け入れられ、本町にもなじんできていたことも考え合わせますと非常に残念であると言わざるを得ません。決して後任の医師に期待できないという意味ではありませんが、せつかく1年近くの月日を費やして町民とともに築いてきた信頼関係を揺るがしかねない問題ではないかとも感じております。決まってしまったことをどうこう言うつもりはございませんが、後任の医師については新規の住宅をその意向も加味して提供することにもなっているようですし、町としては厚遇をもって迎えようという姿勢も見えます。また、4月から有床診療に加えて短期入所療養介護事業所を併設するという事で、担当職員の方の努力や創意工夫も感じられるところであり、従業者の総意でフレピラという事業所名にしたということからも熱意も伝わってまいります。つきましては、診療所が新たな体制で再出発するに当たり、その業務が一定程度継続して安定的に町民に提供されるということが非常に重要であると思われまますので、当該法人に対してこれまで以上に一步踏み込んだ対応が必要

ではないかというふうに思われますが、町としてのお考えをお聞かせ願います。

○町長（本間順司君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

この件につきましては、全く議員おっしゃるとおりでございまして、私としても鶴木院長の異動はまことに残念でなりません。ただ、前任地の佐呂間町においても昨年は同じ思いを抱きながらも当町への異動をのんでいただいたところでございますので、やむなく受け入れざるを得ないものと思っております。また、後任の医師につきましても、ある程度の時間をかけながら法人のほうでは数人の医師と面談し、恵尚会の経営方針に合うような方を人物的な評価も取り入れながら選考してまいったと伺っております。まだお会いしてはおりませんが、竹下医師にも期待をしているところでございます。これまで町立診療所の開設に当たり、議員の皆様方には特段のご理解をいただきながら対処してまいりましたが、今後におきましても町民の幸せにつながるものであれば適宜法人と協議しながら適切に対処してまいりたいと考えておりますので、議員各位及び町民の皆様にはなお一層のご支援、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○7番（山口明生君） 今の町長の答弁で1年前に佐呂間も同じ思いをしていたという部分に関しては非常に説得力があるところではあるかなというふうには感じるのですが、私も含めて主治医をかえるということは結構大変なこととして、私も町民の一人として今回今までの病院ではなく海のまちクリニックに病院を移したということもあって、実際先生になれるのに半年かかり、私の場合月に1回の通院ですので、年に数回しか会わない中でやっとなれてきた。やっとわかってもらえるようになって話がスムーズに進むということがありまして、町民の多くの方もそういった気持ちを持っている方はやっぱりいらっしゃると思うのです。新任の竹下先生にもまた同様にやっていっていただきたいとは思いますが、もちろん思っておりますけれども、またある程度の期間をかけて信頼関係を築いていく、そしてコミュニケーションをとっていくということは相当なストレスになることは間違いないというふうに感じておりますので、今回のことは今回のこととして受け入れざるを得ないとは感じておりますが、今後また同様なことがあったりするとさらに二重にも三重にも町民の不安をあおる結果にもなりかねないという部分もございまして、今後の対応という部分で、町民からもどうしてなのというふう到我々聞かれることも多くございまして、そういったときに決まったことだから仕方がないのだと言うだけでは町民納得しませんし、これから町としてもこういうふうに対応していくことになるから、我慢してほしいというくらいの説明ができるようにはしていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○町長（本間順司君） 主治医が変わるということは、私も主治医でございまして、本当に断腸の思いでございましてけれども、今後二度とないようにというのはちょっと約束はできないのでしょうかけれども、なるべくそういうことがないように、2人体制が実現できれば、どちらかがいるというようなことでそれはそれなりにある程度町民にも安心感があるかと思っておりますけれども、1人のうちでかわられるというのは本当に町民にとっては大変なことだなというふうに感じております。なるべくそういうことのないように、法人のほうとも協議していければなというふうに思っております。

○議長（逢見輝続君） 続きまして、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 児童の防犯ベルの所持の徹底について質問させていただきます。

平成 29 年度教育行政執行方針でも取り上げられておりましたが、学校における安全対策の一つに児童の防犯ベルの所持の徹底とありました。これは、毎年法人会より贈呈されているものと認識しております。この防犯ベルについての所持率、また実際の登下校時に携帯しているのか否かの把握はできているのでしょうか。また、使い方やメンテナンスの指導はどのくらいの頻度で行われているのでしょうか。現状と今後の方針を具体的に教えてください。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの寶福議員の児童の防犯ベルの所持の徹底についてお答えいたします。

これは当初は、もう20年近く前になると思うのですが、当時あったライオンズクラブのほうから最初寄贈をいただいております。そのときにはライオンズクラブの会員といえますか、その方たちが各町内会の総会ですとか新年会あるときに回って、こういったものを子供たちに所持させますのでこういう音を聞いたらSOS、助けを求めているのでということで、回っていただいた記憶がございます。その後は、今はライオンズクラブなくなりまして、法人会のほうからいただいているわけですが、防犯ベルの徹底と教育方針で述べさせていただいたのは、今非常に不審者情報が多く、年々多くなってきている。おかげさまで北後志ではそういうことないのですが、山麓のほうへ行きますと、車から声かけられて道聞かれた、尾行されたという情報が年々ふえてきていますので、この辺の防犯教育の一環として防犯ベルの徹底ということで載せていただいたのですが、とりあえず今年1年生から6年生まで全員持っているはずなのですが、低学年、1、2年生について100%、まだかわいいランドセルをしょっているうちはその横につけて持って歩くのですが、それ以降になりますと半分以下という学校からの情報を得ています。

メンテナンス等については、実際やってございません、そこまで。ですから、今こういったご時世ですので、そういったことの徹底ということでは学校のほうと連携図っていかなければならないなと思っております。それと、こういった不審者情報等については、生指協、校外生活指導連絡協議会という形で幼児センター、小学校、中学校で連携していますので、それにも情報を入れながら防犯教育に取り組んでおります。防犯ベルについても今後点検、メンテナンス、そういった面も含めながら検討してまいりたいと思います。

○5番（寶福勝哉君） 答弁ありがとうございました。実際配られたベルについてちょっと調べたところ、電池の寿命というのが1日1回作動させたら約6カ月もつとのことでした。でも、自然放電もありますから、定期的に作動するかチェックするという事などもやはり大事になってくるのではないかと思います。また、防犯ベルの音についてなのですが、どれだけ町民の方々がその音を周知しているのか私自身も先日自分でさわりました初めて聞きました。ベルの音の周知ができていなければ、実際の助けという部分で動きづらくなってくるのかなと思いますので、例えば防災無線などを使い、ベルの音を町民に対して覚えてもらうとか、そういった働きかけということはできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 今寶福議員おっしゃったとおり、電池のメンテナンスというのうちのほうで、数も少ないですから買って、学校に預けて取りかえるということは可能だと思います。前に配付したときにライオンズがやったような形で、今私どもも地域担当職員配置していますので、町内会の総会

ですとか新年会のおきに出席させていただいて、こういった音がしたら子供がSOS、求めているといった周知はできるのかなと思っています。低学年であれば、おもしろがって会館へ来て鳴らしてはいますけれども、そういったことで周知図っていただければなと思っています。

○5番（寶福勝哉君） うちの子もそうなのですけれども、3年生に上がりまして防犯ベルを所持というか、つけていること自体格好悪いとかというところで外してしまっているというのがあります。今回取り上げたわけなのですけれども、実際先日も石川県のほうで女子高生が下校時に殺害されたという事件も聞いておりますし、何か起こる前にしっかり学校と地域とが連携して児童の安全を守る仕組みづくりの推進を今後もよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 次に、岩間議員、どうぞ。

○4番（岩間修身君） 町長の任期、4期16年間の総括お願いしたいと思います。

4期16年間、本当にご苦労さまでした。心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。4期16年間の全体を一つにまとめるということは大変だと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

○町長（本間順司君） 岩間議員の一般質問といえますか、質問なのかどうかわかりませんが、答弁したいと思います。

まずもって、議員の皆様には平成3年5月20日から4期16年という長きにわたりまして私の町行政の執行に当たりまして格別のご協力を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。今振り返ってみますと、本当にさまざまなことがあった激動の16年間であったというふうに思っております。私が就任した平成13年は、小泉内閣が誕生して、いわゆる三位一体改革なるものが断行されました。そこで、国の補助金、交付金の廃止や縮減、それから地方交付税の見直しなどが行われまして、それまではある程度好景気の中で順調だった地方財政が国と地方の負担の公平という意味合いから次第に窮地に追い込まれていくこととなりました。地方自治体としては、行財政改革はもちろんのこと、合併論議の発端にもなっております。平成の大合併へとつながっていったのでございます。こうした背景から平成16年度の地方交付税の大幅削減は致命的なものとなりまして、そこから長いイバラの道が始まったのであり、同年の漁協の合併、それからアメリカのサブプライムローンに起因した不況に続いてのリーマンショックが平成20年に、それから平成22年には50年に1度という豪雨によって古平川からの越水による洪水が発生しました。翌年の3月11日にはあの忌まわしい東日本大震災が発生して、その後も多くの災害や事件、事故がありまして、今日に至っているのでございます。本当にその間大変さまざまなことがありまして、いいことも悪いこともございましたけれども、とんでもない時代に首長になったのかなというふうに悲観したこともございましたけれども、この間議員各位や町民の方々、そして各種委員や職員にもさまざまな行財政構造改革の実施にご協力をいただきながら、厳しい財政をやりくりをしてまいったところでございます。

これまで比較的大きな事業を時系列的に申し上げますと、通称元気プラザの整備事業、それから一般廃棄物最終処分場の整備事業、それから古平漁協水産加工食品施設の整備事業、それから認定こども園古平幼児センターの整備事業、そして診療所新設整備事業の補助、公住清住団地の建設事業、古平小学校の改築事業、防災無線整備事業、水産物荷さばき施設整備事業、それから高校跡地整備事業、東しゃこ

たん漁協製氷・貯氷施設整備の補助、そして町立診療所の購入事業や沖集会所あるいは清川団地の整備のほか、道路整備などのインフラ整備に至るまで、時にはタイミングよく国の補正による財源手当てなどに助けられながら実施してきたところでございます。結果としてこれほどの事業ができましたことには大変感謝をしているところでありまして、この陰には町民の方々のご協力はもちろんのこと、古平福祉会や各種団体のご支援、ご協力に御礼を申し上げたいと存じます。

当初役場庁舎の建てかえを声高に叫んで就任させていただきましたけれども、どうしても職員の頭隠しという負のイメージ、あるいは大変厳しさを増した財政運営上、町民優先の観点から他の事業に偏らざるを得ず、今日まで進んできたところでございます。しかし、東日本大震災後、町民になくてはならない重要な施設と頭を切りかえ、努力してまいりましたものの、いま一步及ばずで、まことに心残りではありますが、昨年の熊本地震の教訓からも意を強くしながら、今年度の予算にこの一つの道筋をつけるために計上してございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

最後に、退任間際になって職員による不祥事の発覚につきましては、まことに遺憾で何とも悔いの残るものであり、終わりよければ皆よしとならなかったことを大変残念に思っている次第でございます。

以上、総括になるかどうかわかりませんが、以上を申し上げまして答弁といたします。

○4番（岩間修身君） 一般質問で総括、何かしゃれにならないような質問したわけですが、今町長が言ったように大変な財政難の中で、それでいて大変な事業をやっています。本当にご苦労さまと言いたいです。そして、今の総括、町長の心の中を議員皆さんと、それから職員の幹部の方にお聞かせたくて頼んだ次第でございます。本当に長い間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

終わります。

○議長（逢見輝続君） 続きまして、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） まず初めに、小水力発電についてということで町長にお話ししたい。

福島原発事故以来、全国的に水力、風力、地熱、太陽光などの自然エネルギーに関心が高まっております。古平町でも太陽光パネルが建設されておりますが、私は河川を利用した小水力発電をつくることを提案したいと思います。道内6市8町で32カ所が稼働しています。将来のことを考えますと安全な電力と思いますが、町は前向きに考えてみてはいかがでしょうか、町の考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

小水力発電の設置ということで町の考えはということでございますけれども、議員ご提案のとおり、河川や農業用水、それから浄水場などの水流を利用した小水力発電が広まってきていることにつきましては、新聞でも承知してございます。とりわけ札幌市では1984年から藻岩浄水場で発電を開始し、今後は豊平区の平岸配水池や南区の白川浄水場でも発電開始を計画しているとのことでございます。その普及動向につきましては、今後注視してまいりたいというふうに考えております。

それから、小水力発電でございますけれども、ある程度ホームページ等々では全国の小水力利用推進協議会のホームページがございまして、これまでは大中型中心の水力市場で、小水力の市場はなかったというふうに書いてございました。近い将来大きな市場の伸びが期待できるものとしております。反面再生可能エネルギー、太陽光だとか風力との比較は、設置地点が限られていると、それから落差と流量がある場所に限定されるということでございまして、水の使用については利害関係がつかまとうので、

風や太陽光にはそういう関係はございませんけれども、法的手続が複雑、煩雑で面倒である。特に河川法だとかの規制がございますので、太陽光や風力に比べ法的な規制が多く申請を必要とするために、そういう面では短所もあるのではないかというふうに記載されておりました。経済産業省では2030年度の再生可能エネルギーの導入量を全体で2013年度の約2倍の電力量を見込んでおります。中でも太陽光につきましては約7倍、風力につきましても約4倍の再生可能エネルギーの導入を見通しております。このようなことから、議員ご提案の小水力発電につきましては近々ではなく将来に向けた検討課題の一つであると認識しておりますので、そのように持っていければいいかなというふうに思っております

○9番（工藤澄男君） 固定価格買い取り制度というのができまして、それによって小水力発電をやる自治体がまたさらにふえるだろうという予想があります。そして、今太陽光の話がありましたけれども太陽光は今価格の値下げによりましてメリットがだんだん少なくなっているというのが実情でございます。そして、北大の大学院の教授の話によりますと、小水力は有望な再生可能エネルギーで、数千人の町村であれば小水力で全ての電力を賄うことができるとははっきり断言している面もあります。私これ今すぐやってくださいとかというのではないのですけれども、きょうこういうふうに皆さんおりますので、こういうものもこれから取り上げて、少しでも古平のためになるようにというのを皆さんの頭の中に入れてほしいと、そう思っております。実際に私もまだしっかり調べておりません。各町村で果たして自治体が行っているところがどの程度あるのかというのもまだはっきりわかりません。そして、例えば水車のような発電所のやり方、それから水の流れを利用した水流によるやり方と、いろいろ方法は私なりに知っております。しかし、今まであったのはほとんど大型の水力発電所ばかりだったのです。それで、北電のほうでも原子力、泊原発ができてからは水力だとかそういうものをだんだん減らしてきていたのが現実なのです。しかし、福島でああいう事故が起きて、いまだに皆さん帰れないでいるような事情があれば、やはりこういう安全な電力というものが必要になると思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（本間順司君） 今後整備するにしましても、国の農業・農村整備事業というのがございましてその事業で整備した小水力発電が全国で6カ所整備済みだということを伺ってございます。最大出力が100キロワットから1,000キロワット未満だということございまして、その経費でございまして、施設の経費でございまして、1キロワットでおおむね100万円ということございまして、100キロワットだと1億円ぐらいかかるだろうと。本町の使用電力、全電力どのくらいかかるかわかりませんが、そういうものの一助になればいいのかなというふうに私も思いますけれども、これにつきましては今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 将来的に安全で安心な電力というものを町民なり、もちろん町職員、町議もそうですけれども、さらに町民にも安心してできる小水力発電というものに力を入れてほしいというのが私の願望でございます。あとは、他町村の問題でどの程度やっているかというのと、どの程度の自治体が行っているかというのは私もはっきりまだ今のところ把握していませんけれども、民間と自治体が合併してやっているのが富良野だとかありますので、そういうところもあるということで、古平町でもいろんなことを考えて、一番問題は水利権だとか、そういういろんな難しい問題がたくさんあるのは承知の上でこういう質問しているのですけれども、富良野のようなところもあるということで、もし

あれであれば、例えばこういうのに乗っかってくれるような、そういう業者さんといいますか、そういう方がいればなお一層早く進めるものと思いますので、これからの課題として取り組んでいただきたいと思います。

それから、次なのですけれども、町立の合同墓についてということで質問いたします。前に一度町立の合同墓建設を話し合ったことがありました。その後複数の方から町で町の合同墓をつくらぬのかというお話がありました。身寄りのない方やお墓を建てたいが、子供が地方にいるために迷っている人、それから墓を建てる余裕がない人など、皆さん最後は骨を埋めたいと思う場所は古平だと、こう言っているのです。そういう人たちのために安心して眠れる場所を町としてぜひつくってほしいと。町の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 合同墓につきましては、これまでも数回質問が参っておりますけれども、その後2つのお寺において合同墓を建立することが決まっております。宝海寺さんでは町の新墓地の中にそれから正隆寺さんでは寺の敷地内にそれぞれ合同墓を建立するという事になっております。禅源寺さんでは、もともと相談に応じて納骨堂の利用が可能というふうに聞いております。これによりまして、町内のかかなりの件数がそれぞれの合同墓に合葬されるということが可能となったものと思っておりますけれども、ただ永代供養等の希望もなく、何も残したくないため、お骨だけをおさめる場所が欲しいという、今議員おっしゃいましたとおり、そういう要望は本町に限らず年々増加傾向にあるという事は理解しております。建立に当たっては、全国的にも多種多様な方式があることや維持管理も長年にわたって続くことから、他の市町村の例も見ながら、火葬場の建設にあわせてさらに検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 実際に私の知る限りでは、お墓がないということと、あと誰も見る人がいないということでわざわざ美国のお寺に預ける人が何人かおりました。それから、実際にもうその墓を捨てて地方へ行ってしまったという人もありますし、町長の施政方針の中でも火葬場の建てかえ工事で町民の最後の儀式を自分の町で終われるようにと書いてあります。自分の町で最後を終わったら、最後はやっぱり自分の町でゆっくり眠りたいというのがそういう人方の気持ちでないかと思うのです。それでお寺に預ける場合は、どの程度お金かかるかわかりませんが、やっぱりお金がかかる問題もあると思います。生活の面で大変で、そしてどうしても身寄りとか、誰も面倒見てくれる人がいないという人なんかは、例えば町でやるのであったら安いお金で、そしてゆっくり古平で休んでもらえるというような考えでぜひこれを実行していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（本間順司君） いわゆる終活といいますか、自分が亡くなった後のこと、さまざまな考え方がございます。全然お寺とかそういうもの関係なくして、自分の好きなようにやるというような方も今出てきていますし、それからファミリーヒストリー、NHKでやっていますけれども、過去の自分の歴史を振り返って、改めて自分の墓を大事にしようという考え方も出てきてございます。今多種多様、本当に先ほど申し上げましたとおり考え方が多種多様でございますので、それらもさまざま勘案しながらこれから考えていきたいなというふうに思っております。合同墓をつくるということはやぶさかではございませんけれども、いろんな時代の流れによって変わってきているのだなというのを実感しながら、今そういう方法についても考えていきたいなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 私の経験で、遺言により美国のお寺にお骨を預けてくださいという方もおりました。もし古平町に合同墓があれば、その方も古平に長く住んでいたはずですので、恐らくそういうところへ入るといふ気持ちがあつたのではないかと思ふのです。これからそういう高齢者がふえたり、それから先に子供さんが亡くなって、年寄りだけになったりとか、それからひとり暮らしで身寄りがないとかいふ人は結構古平にもいますので、なるべく前向きに早目にぜひ検討していただきたいと思ひます。

○議長（逢見輝続君） 工藤議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後0時54分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） 本間町長、4期16年にわたりまして大変ご苦労さまでした。一般質問を通じて随分と町民の声を聞き届けてくみ入れてくれまして、大変感謝しております。最後の一般質問になりますけれども、町長の最後の執行方針でありますまちづくり、人づくりについてというところで4項目にわたって町の基本計画、基本方針というものを述べられております。基本的に今後の町政のあり方として賛同する立場から質問したいと思ひます。なおかつ、次に町長選挙でどなたが出るかまだわからない状況なのですけれども、行政は継続されるものという、そういう観点から、こういう方針を引き継いでくれる方という前提で町長にお伺いをします。

まず、1点目の認定保育園幼児センターみらいなのですが、1点目は保育料金について、さきの議会で資料等出てきまして、余市と古平町が同じ料金体系をとっていますけれども、北後志の中で赤井川村仁木町、積丹町に比べて、階層は第6階層以降は参考になりませんが、それまでの5階層までの料金表を見ますと古平町が高い状況になってしまっている。それで、まちづくり、人づくりについてという方針を見ますと、産業の振興を図り、安定した雇用を創出する。そして、古平町への新しい人の流れをつくる。3点目として、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4の生涯にわたって住みやすいまちづくりという方針からしますと、この保育料金の見直しが必要だというふうに感じております。それで、仁木町をモデルにというふうに質問通告しておりますけれども、積丹町の事例も含めまして、改めて同等かそれ以下の料金に改めるべきでないかという点と、それから小樽市が同じ第3階層あるいは第4階層、第5階層においてもさらに小間切れで利用者が払いやすい料金体系を採用しているこれは、余市町内で余市町の保育所を利用されている父兄からも同様の希望が聞こえてきているのです。私もかつてこの町内で保育所を利用した経験からも意見を申し述べたことがありますけれども、利用しやすい料金体系、さらに検討すべきではないかと思ひますけれども、町長のお考えを聞きたい。

それから、今病院の体制も落ちつきましたし、そして特養という施設の目標もあります。若い方を受け入れるに当たって、昨今の若い方々の懐状況がとても厳しい状況になっているということで、共働きなしには家計を支えることができない状況ができ上がっております。そういう面からも、出産、育児で

安定的に体制が整えられている公務員は別にして、一般の企業等で働く方々の若い世代向けに特にゼロ歳児の保育施設というのが望まれると。北後志の出産を控えた、あるいは出産を終えた方たちの悩みの種は、ゼロ歳児を受け入れる施設が本当に少ないと、大変な状況であるというのをお聞きしています。町長も施政方針で述べていますように、教育長でしたか、昨今の社会事情と申しますか、核家族化が進んで、さらに町外から新しい人の流れをつくるという前提に立ちますと、やはりゼロ歳児を受け入れる体制づくり、新しい施設、あるいは今の施設の増築、これが必要ではないかと思っておりますので、町長のお考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

認定保育園の件でございますけれども、まず1点目の保育料金でございますけれども、本町の保育料につきましては完全給食という給食費もその中に含んでおりますので、仁木町も含めて他の市町村においては給食費を別途徴収しているということもありますので、その点も加味していただきたいなというふうに思っております。それから、小樽市のように階層を細分化することにつきましては、余り所得が変わらない中で保育料に差が出るものでありますので、保護者も理解しづらく、事務的にも煩雑になるということもございますので、これまでどおり国の基準に倣った設定が妥当だというふうに考えているところでございます。

それから、軽減方法でございますけれども、階層の上限を低く抑えているほかに、第2子、第3子について国と同基準としている他の市町村に比べては、所得制限を撤廃するなど独自の方法で保護者の負担を減らしているところでございます。軽減の影響としましては29年度当初で47人のお子さんのうち36人が何らかの軽減を受け、保育料が半額または無料となる予定でございます。それから、現在国及び道においてさらなる軽減拡大を検討しているところでございまして、具体的な内容が公表された際には本町においても速やかに対応していきたいというふうに考えております。

それから、2点目のゼロ歳児からの未満児の受け入れ態勢でございますけれども、たしか昨年〇月議会でも同様の質問に答弁しておりますけれども、子ども・子育て支援事業計画策定時の児童数の将来的な推計から見ても、今の施設に加えてさらに別施設を建設することの必要性は考えられないというところでございまして、そういうお答えをしております。ゼロ歳児の定員につきましては、施設面積などの法定基準上、定員の増はできないわけではございません。ただ、本町の保育は安全で質の高い保育を行っておりますので、定められた保育士の数を上回る配置をしているために、保育士の数が不足すれば定員の増は不可能でございます。先般の議会でも申し上げましたが、慢性的に臨時及び代替の保育士が不足しており、さらに産休や育休により正職員についても絶対数が足りない状況でございまして、臨時保育士の募集を行っても全く応募がないという、いわゆる人材不足の感は否めないでございまして、ただ、ゼロ歳児の入所希望は議員おっしゃいますとおり年々増加傾向にあることも承知しておりますので、現段階では不可能ですけれども、安定して保育士の数が確保された場合にはゼロ歳児の定員をふやしたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 次の2件目に移ります。出産祝金について伺います。

先般もやりとりはしたのですけれども、改めて伺います。出産祝金については、現在3人目以降を対象にしておりますけれども、本来何人子供を育てるかというのはそれぞれのご夫婦の自由でござい

す。出産祝金とは別に、出産に当たっておむつの支給だとか、そういうものもやっておりますけれども基本的にこういうご時世にあって、若い世代をたくさん受け入れていくという前提、方針に立ちますと第1子から出産祝金というものを上げるという、そういう考えに立って、そして若い世代を育てていくという考えに立ったほうがいいのではないかとこの考えからこういう質問になった次第です。その点について改めてお伺いします。

○町長（本間順司君） 人それぞれ考え方がございまして、この件につきましては本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たって、子育て支援の観点から、また少子化対策の一環として、特に3人以上のお子さんを持つ家庭に保育料、給食費、通学費無料、そして出産祝金贈呈という手厚い支援をすることとしたものでございます。2人目以下につきましては、医療費の無料、あるいは保育料半減など、本町では他の市町村より子育て支援には力を注いでいると考えているところでございます。議員おっしゃるとおり、何人子供を産みたいかは自由でございまして、1人でいいと思っている方、2人がちょうどいいと思っている方、たくさん欲しいと思っている方、さまざまだと思います。そして、1人でも何人でも子供を育てることには経済的負担は必然的でございます。人口が減少していく中、1人しか出産しなくても、それは大変喜ばしいことではありますけれども、3人以上育てるとなると経済的負担は格段に増すだろうと考えまして、各事業において特に第3子以降とさせていただいた経緯がございます。ちなみに、後志管内においては出産祝金を贈呈している町村は市町村でございまして、そのうち第1子から実施しているのは6町村ですが、金額を低く設定しているところが多いようでございます。本事業につきましては、今年度平成8年から始めたものでございまして、当面は事業の定着と影響を見守ってまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 今までの町のほうのこの件についての説明を聞いていますと、どうも出産人数にこだわったような観点が強い印象を受けたのです。それで、昨今の出産人数の減少というのを分析している関連の記事を見ましたら、高校、大学と将来必要とされる教育費の負担が非常に重たくなってきていて、どちらかというところと厳しい状況が地方でも札幌市内でもあると。労働組合の調べですと、実際にモデルケースを抽出して聞き取り調査をして、月に何十万の収入がなければ間に合わないだとか、そういう調査結果も出しています。それを見ますと、古平町内で高校、大学という将来の視点を見据えたときに、それに見合うような収入のついている職種というのは本当にあるのだろうか、共働きで頑張ってもなかなか追いつかないような状況を感じ取れるのです。結論として、調査された調査機関あるいは労働組合の報告でも、そういう将来の収入を見据えて都市に流れ込む傾向ができると。地方でそれを引きとめるためには、子育て世帯に対する支援、経済的な支援です。それをかなり強めなければならないと、そういう見立てをしているのです。そういうことからいっても、3人目以降というのにこだわらずに、京極町は2人目からとかという新聞記事も出ていましたけれども、第1子からお祝いをしてあげてそして温かくこの地で育て上げる、そういう方向で視点を見据えるべきではないかと思うのです。金額がどれほど投入されたかという問題ではなくて、3人目以降なのか、それとも1子からそういう対象として事業の対象として見るのかという、そういう視点が大事ではないかというふうに思っているものですから、改めてお聞きしたいのと、先ほど町長から答弁がありました1子から、金額は低く抑えているけれどもという町村、管内の町村だと思っておりますけれども、具体的に説明をお願いしたい。

○町長（本間順司君） いわゆる全部平等というふうな一律のものではなくて、1人より2人、2人より3人いるほうが経済的に大変だろうというようなことで3人目からというふうにしたわけでございます。先ほども申し上げましたけれども、2人目以降の分につきましては医療費の無料だとか、保育料の半減だとか、そういうもので対応しているというふうに理解していただきたいというふうに思います。

それから、管内の状況でございますけれども、1人目からやっている町村は6町村でございます。高いところで10万円が2町村、その次が3万円が3町村、そして低いのが2万円が1町村ということでございます。そういうことで、かなりばらつきがあるということでございまして、私としましては、先ほど申し上げましたとおり2人、3人目のほうがバランス的にはかなり負担がかかるだろうという意味合いから段階的に支援措置をとっているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 次に、3件目の就学援助について伺います。

現在古平町の就学援助は、生保基準の2倍で推移しております。それを認めているわけではありませんけれども、今後の課題として、6割以上が3倍以上になっていますので、1.3倍を目標として、援助している自治体に合わせていくという考えでありますけれども、今回の一般質問はそれを抜きにして伺いたいのです。

1つは、道教委のほうからも通知があったと思いますけれども、できる限りそれぞれの自治体で小中学校の入学準備金というものを前倒しでするようにと。これが道教委のほうの方針なのですけれども、毎年小学校の卒業式を見てきていまして、以前は小学校の卒業式というのは平服の卒業式が多かったです。学生服というのは本当に少なかった。ところが、最近は学生服を着用しての卒業式というのが一般的になりました。考えてみますと、親たちのお話を聞きますと、平服だとお金がかかる。これは、高校になって平服通学をしている高校ですと、平服ですとかなり経済的にゆるくないというのが聞こえてくるのです。経済的にゆるくない家庭では、平服を毎日同じものを着ていくというふうにはいきませんので、最近の小学校の卒業式が制服になってしまったというのはある面経済的なそういうものも影響してここ数年そういう傾向になっているのかなと思います。それで、余市、小樽の衣料店に行きますと、春休みだとか、それから土日を利用して家族で制服の調達だとか、入学に備えて家族ぐるみで買い物に来ているのが見かけられますけれども、こういうご時世になりますと2月、3月の準備というのは当たり前になってきていますので、伺いますと10万円近い費用がかかる支度金。従来でいきますと新規ですと6月か7月に支給という状況なのでしょう。だから、それを前倒しして支給するのは、これは理にかなった道教委の方針でないかと思います。道内の準備金の前倒しの支給は、この間も岩内で来年度からやるという記事が出ていましたけれども、古平町でもその方向に向けてやるべきではないでしょうかということなのです。

それと、もう一つは、先ほど考え方の違いと、それから子育てに対する全体的な予算のかけ方という点で町長としてはまとめたので、第3子以降という、そういう方針がありましたけれども、給食費についてもそういう考えでやっておられますけれども、給食費については以前池田議員からも質問がありましたけれども、就学援助の申請をされない方、または外れた方に対する町の経済的な支援、そういう意味合いで実施しておりますよね。随分と全額補助、それから一部補助、あるいは第2子から、第3子からということで、道内でも4割の自治体の実施していると報告されています。古平町も第3子からとい

うことでその中に入るのですけれども、今のご時世、朝御飯を食べないで学校に来るとか、経済的な、あるいはご両親のいろんな仕事の関係で大変困難な中で子供が学校に通っている実態があります。給食費の納入については古平町は全員納入ということで頑張っておりますけれども、これは町側の多大な努力もあってそういうふうになってきているのですけれども、子育てに対する経済的な支援という観点から、就学援助から外れた方たちを平等に扱うという点からいって、給食費の無料化というのを第3子だったものを第2子あるいは1子からというふうに拡大する必要があると、古平町の新しい人の流れ、若い世代を育てるという点から、また教育面からも、また内容によっては地産地消の面からも給食費のほうで支援されている自治体もあるので、これは検討課題として十分町のほうでも考えられるのではないかと思いますので、質問いたします。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの真貝議員の就学援助についてでございますけれども、真貝議員さんの追い風になるのかもしれませんが、おとつい岩内で実施するということが道新のほうに大きく掲載されました。調べましたら、倶知安も寿都も行っているということでございました。私どもそれよりもネックになっている文科の対象が、2月3日付で事務連絡で文科省初等教育局の児童生徒課から文書入りまして、新入学児童生徒の学用品費等及びこれに相当する援助を市町村の判断により小学校及び中学校等へ入学する年度の開始前に支給することが可能となっていますという文書が入ってまいりました。それに対して文科で補助要綱を持っているものですから、その補助要綱に基づくと年度前に支給したもののというのは補助対象にならないという一文あるものですから、それを今年度内に対象になるように要綱を変えろという文書が2月3日付で入ってまいりました。それを受けて、2月1日、先ほど真貝議員おっしゃった道教委のほうでそういった時期に合ったもので支給してくださいという文書入っています。私どもも考えまして、これに合わせた要綱づくりを、そんな難しいものでない、文科がここまできたのであればできるので、今年度内に要綱を作成して、来年3月に支給できる形とれるのかなというふうに思っております。

それから、2点目の給食費、教材費の件でございますけれども、私も全くそのとおりで、憲法で言うあるいは教育基本法で言う義務教育費の無償化というのはある程度授業料という捉え方していますけれども、決してそうではないと思っております。義務教育受けることに伴い家庭に負担させることなく、公費でこれを支出するというのが義務教育の本旨かなと思いますので、今教科書無償化になっていますけれども、それと一緒に教材費や給食費、あるいは修学旅行費等についても無償にするのが国の当然の当たり前のことでないかなと思っております。私どもも今それを実施しますと小中合わせ、500万くらい、給食費含めて、教材費含めて、500万くらいの一財が必要となってまいります。そういったことを考慮して、そういう気持ちはあるわけですが、先ほど町長申しましたように子育て支援の中で検討すべきものは検討して対応してまいりたいなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 例えば今学校で徴収している教材費については、これは平成元年に今よりも3倍も4倍も児童生徒がいたときに無償化した経緯があります。ですから、児童数が減っている現在でそれだけかかるということなのですから、その額が多いか少ないかという問題では私は今考えていません。決して大きくはないというふうに考えているのです。それと、義務教育は無償という、国でやって当たり前という。だけれども、国がなかなか言うことを聞かないものですから、地方でそういう

流れをつくるという、その力、それを期待していますので、今検討課題という答弁がありましたので、期待したいなというふうに思っています。

次に、特養について伺います。平成30年に建設されて平成31年からオープンという計画だったのですけれども、これが次期計画に移るということです。それで、介護の関係は後志広域の計画で、承認されて次期計画に移るといふことになると思うのですけれども、行政のほうの技術的なそういう移行というのが順調にされて、町民として次の計画内に建設実現するかどうかは別にして、計画にのるかどうかという点が、確実に移行するののかという、そこら辺について伺います。

それで、相手、町立で建設して運営は民間でという説明も以前あったかと思えますけれども、規模の面でも変更もあり得るような答弁もされていますので、本間町長の次の引き継がれる方にどのようにそこら辺が移行されていくのか、その点について伺います。

○町長（本間順司君） 特養の件についてでございますけれども、1つ目の介護保険の次期計画でございますけれども、第6期の介護保険事業計画策定時のスケジュールから推測すればの話ですけれども、第7期の介護保険事業計画における施設整備見込みの調査ということで、第1回目の見込み調査につきましては昨年11月に実施済みでございます。6期計画で出したように80床で計画しているということでございます。それから、第2回目の調査は今月下旬に実施される予定となっております、これも現時点では80床というふうなことでの回答を予定してございます。最終的には、第7期の給付費算定作業を行う8月ころまでには規模の変更も可能であるというふうに考えておりますので、その辺につきましては確認いたしてございますから、それまでにある程度の規模の確定を行いたいというふうに思っております。

それから、北海道による施設整備予定調査ということでございますけれども、第1回目の見込み調査がことしの8月ころに実施される予定ということで、先ほど申し上げましたとおり、変更可能となるリミット、8月ころまでに実施される予定だと。それから、第2回目の見込み調査はその後10月ころに実施される予定というふうに伺ってございます。それから80床であれば後志圏域の承認といえますか、調整が必要でございますので、後志圏域の施設整備枠の調整がこれも8月ころに開催予定をしてございます後志高齢者保健福祉圏域連絡協議会で整備枠の調整が行われますので、先ほど申し上げました8月ころまでの規模の決定をもってそれに臨みたいというふうに思っております。

それから、大きな2点目でございますけれども、これまでの法人との協議内容から推測いたしますとこれまでの話し合いでは平成29年中に法人の今後の長期事業計画を策定する予定である旨をお話をいただいていることを考えますと、法人の事業計画が議題となる直近の理事会、我々は5月ころではないかなというふうに想定してございますけれども、そのときに今後の方向性が見えてくるというふうに考えてございます。それから、当町における特養開設が早期に実現できるように、建設主体や経費負担などの誘致協議の一つに地域ニーズと法人の運営方針を加味した施設規模も含まれるものでありますので今後の協議状況によりまして施設規模の変更はあり得るというふうに考えておりますので、いろいろ協議をしまして、これも8月までに80床でいくか、地域密着型でいくか、それを法人と協議いたしたいというふうに思っております、先ほど申し上げましたとおり、8月までには決定できるように法人と最大限努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 以前であれば計画にのったら着実に実現できたという環境にありましたけれども、このように延びるとというのが余りない。本当に特養建設の環境が厳しくなっているというのを推察しています。次の7期の計画で必ずや実現できるように、ぜひ次の方に意向を強く伝えていただいて、実現に向けて頑張っていただきたいなと思う次第です。

次に、最後の火葬場、合同墓についてです。余市町が単独で火葬場の建て直し、建てかえをするという報道がされましたけれども、古平町も老朽化と、それからほほえみくらすからの視線がどうしても、古高時代から問題になっていましたけれども、やはり見えないところへの移転というのもありまして、町政執行方針でその方向が打ち出されていますので、その点配慮していただいて、視線の問題と、それからおいの問題です。実際にかつて高校生であった方たちのお話ですと、時々風向きによってそういうことがあったということがありますので、特に高齢者の居住施設に近いところなので、デリケートな問題なので、そこら辺配慮していただくようなことを次に続く方に伝えていただければなと思います。その点伺いたいことと、それから合同墓ですけれども、小樽市で1件について5万円という低廉な額でそしてたしか5万5千まで可能な合同墓が満杯状況になりつつあったのか、もう満杯になったのか、そういうことが市民の間で取り沙汰されています。町長からもお話ありましたように、宝海寺と正隆寺がそういう方向らしいですけれども、宝海寺の2期目の建設になりますよね、費用を聞きますと、実際に申し込まれた方に聞きますと、小樽の1体5万円というのから比べると数倍の費用がかかるということなのです。それぞれのお寺の規模ですから限界があるものでしょうから、そういうからすると古平町での合同墓建設というのは、これは今後を見ますと避けられない課題だというふうに感じています。町長個人としては建設場所を前の議会で述べられておりましたけれども、これについても次に続かれる方に引き継いでいただいて、実現をしてほしいなというふうに思っているのですけれども、その点についてお伺いします。

○町長（本間順司君） 今議員おっしゃったとおり、火葬場の建設場所、それからさまざまな弊害のある点につきましては、これまでどおり我々の考え方を次期の方に引き継いでいきたいと。そうから、合同墓につきましても、先ほど工藤議員のご質問にもお答えしましたけれども、さまざまな今そういう方法があるということで、ニーズも多種多様だということでございます。ただ、必要性は実感してございますので、その点につきましても次の方にお問い合わせして引き継いでまいりたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝続君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第9 意見案第1号

○議長（逢見輝続君） 日程第9、意見案第1号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見案第2号

○議長(逢見輝統君) 日程第10、意見案第2号 介護保険制度の見直しを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 介護保険制度の見直しを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見案第3号

○議長(逢見輝統君) 日程第11、意見案第3号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第12、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第13、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第14、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時43分

上記会議の経過は、書記
とを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員